

石垣市監査委員告示第2号

## 令和6年度随時監査結果に基づく措置報告の公表について

令和6年度随時監査結果に基づく措置報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和7年2月6日

石垣市監査委員 前原博一

石垣市監査委員 石垣達也

## 令和6年度随時監査結果に基づく措置報告書

令和6年度随時監査結果報告書において、指摘された内容に係る措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

消 防 本 部

◀ 消 防 総 務 課 ▶

### 1. 措置の状況について

令和7年第1回石垣市議会臨時会において、財産の取得について追認議案を提出し、1月31日付けで議決をいただきました。

### 2. 今後の対策について

契約に必要な議決を経るという事務手続きの徹底を図るため、職員の法令に対する意識醸成を図ってまいります。また、予定価格設定時及び設定後において事業担当者をはじめ全決裁者が同条例に該当するかどうかを目視で確認しチェックすることで、再発防止に努めてまいります。